

平成28年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組(法務省)

○省全体における取組

- ✓ 各局部課等の幹部職員等が毎週水曜日の午前と午後に、定時・早期退庁、働き方改革、ワークライフバランス推進等に関する独自のメッセージを庁内放送で発信(本省で実施、地方機関等でも幹部職員による庁内放送・メール送信、庁内巡回等を独自実施)
- ✓ 原則として20時までの庁舎消灯(本省で実施)
- ✓ 原則として16時以降の会議、各種作業依頼等の制限
- ✓ 会議・打合せルールの見直しによる効率的運営
- ✓ 幹部職員、管理職員のリーダーシップ、マネジメント強化
- ✓ 男性職員の家事・育児・介護等の家庭生活への関与増進
- ✓ 職員家族を対象とした職場見学会の実施(本省で実施、地方機関等でも独自実施)
- ✓ ワークライフバランス推進、働き方改革、ゆう活等に関する省内全組織の職員向け情報発信誌の発行
- ✓ 平成27年度「ワークライフバランス職場表彰」受賞機関の取組及び「国家公務員のワークライフバランス職場づくりに向けた10のポイント」の周知・展開
- ✓ 平成28年度「ワークライフバランス職場表彰」への積極応募

○各職場単位における取組

- ✓ 内閣人事局提示の具体的取組例等の本省各局部課・地方機関等の各職場単位での積極実施

○「ゆう活」実施概要

- ・実施期間:平成28年7月～8月の2か月間
- ・実施概要等:職員の希望や業務状況に応じて、フレックスタイム制や朝型勤務等を活用し、本省等においては10日以上、地方機関等においては5日以上を目安に、できるだけ積極的に実施する。